

「岐阜県障がい者福祉の手引（令和元年度版）の作成及び発送業務」の調達に関する一般競争入札公告

「岐阜県障がい者福祉の手引（令和元年度版）の作成及び発送業務」の調達について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和元年6月21日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

岐阜県障がい者福祉の手引（令和元年度版）の作成及び発送業務

9,200冊

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による

(3) 納入期限

令和元年9月6日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による

(5) 最低制限価格 有

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 県内に本店又は支店、営業所を有すること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

住所 〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

部署 岐阜県出納事務局出納管理課 用度係

連絡先 058-272-1111（内線3223）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和元年6月21日（金）から令和元年6月28日（金）までの毎日（県

の機関の休日を除く。) 午前 9 時から午後 5 時まで
イ 交付場所
3 の(1)に同じ。
電子メールによる交付を希望する場合は上記 3 の(1)まで申し出ること。

- (3) 競争入札参加資格の確認
- ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を 3 の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- イ 提出期限 令和元年 7 月 4 日（木）午後 5 時
期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- ウ 入札参加資格の確認結果は、令和元年 7 月 9 日（火）までに通知する。
- (4) 入札の日時及び場所
- ア 日 時 令和元年 7 月 11 日（木）午後 1 時 30 分
イ 場 所 岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1
岐阜県庁舎 3 階 3 北 1 会議室
- (5) 開札の日時及び場所
入札終了後直ちに 3 の(4)のイの場所において行う。
- (6) 契約条項を示す場所
3 の(1)に同じ。
- (7) 入札方法等に関する事項
- ア 入札方法
入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。
また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札保証金及び契約保証金
規則第 114 条各号に該当するときは、免除する。
- ウ 落札者の決定方法
落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 105 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。
なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。
- エ 入札の無効
本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 1 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
 - 2 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - 3 入札保証金を免除した場合を除きその全部又は一部が納付されていない

とき。

- 4 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- 5 入札書に記名押印がないとき。
- 6 入札者の記載事項の確認ができないとき。
- 7 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- 8 最低制限価格を下回る入札をしたとき。
- 9 その他、県があらかじめ指定した事項に違反したとき。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。